

○第 2 子以降保育料無料化 <関西初>

平成 28 年 9 月分の保育料から、保育所、幼稚園、認定こども園などの認可施設を利用する第 2 子以降の児童について、第 1 子の年齢や保護者の所得にかかわらず、保育料を無料とします。

1 対象児童

明石に居住する児童で、現に保護者が養育している第 2 子以降の就学前児童

2 対象施設

市が保育料を決定している保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業所（0～2 歳児を保育所よりも規模の小さな施設で保育する事業所）

明石市内の施設だけでなく、市外の施設も対象とします。

3 対象保育料

平成 28 年 9 月分以降の保育料

入園料、延長保育料・預かり保育料、制服・体操服・帽子等の被服代、文房具代・教材費、園外保育に係る諸経費、PTA 会費等は対象となりません。

4 実施方法

対象児童の保育料について、平成 28 年 9 月分から徴収しません。

5 参考

平成 28 年 8 月 1 日現在の見込数

(1) 対象児童数：4,312 人（全児童数 8,263 人の 52.18%）

(2) 平成 28 年度対象保育料：1 か月分 58,273,200 円（全保育料 136,333,000 円の 42.74%）

(3) 対象施設における対象児童数内訳：保育所 2,546 人、幼稚園 1,400 人、認定こども園 356 人、地域型保育事業所 10 人

○私立保育所への支援強化（保育士確保のための新施策）

保育所の受入枠拡大は、施設面での準備が着々と進んでいます。その中では、保育士の質の向上を図るためにもさらなる保育士の確保が重要な課題となります。市では、保育士確保のための緊急対策を実施し、私立保育所への支援を強化します。

（１）採用時等に一時金の支給 <県内初>

（ア）新卒保育士等へ採用一時金 10 万円（2 年間勤務すれば合計 30 万円）支給

市内の私立保育所等へ就労する新卒保育士等（下記（イ）の潜在保育士を除く。）に対し、**3 年間で最大 30 万円**（採用時 10 万円、以降 1 年勤務するごとに 10 万円）を支給します。

<必要予算額> 年間 **29,700** 千円（平成 28 年度は 9,000 千円）

（イ）潜在保育士へ採用一時金 10 万円（国の再就職支援事業と合わせて 30 万円）支給

結婚、出産、子育てなどで保育士として働いていない資格所有者（以下「潜在保育士」という。）に対し、国の再就職支援事業（就職準備金として 20 万円を貸付けるもの。2 年勤務後、返済免除）とは別に、市単独で **10 万円**を支給します。

<必要予算額> 年間 **1,400** 千円（平成 28 年度は 1,000 千円）

<市内保育所へ就職した場合の給付（貸付）制度>

区 分	国・県	市（新規）	内 容
新卒保育士	なし	30 万円	一時金（10 万円×3 回）として支給。
潜在保育士	20 万円 （貸付金）	10 万円	一時金（10 万円×1 回）として支給。ただし、国・県の貸付制度は 2 年間の勤務後、貸付金の返還免除。

（２）保育士宿舍借り上げへ月額上限 82,000 円を補助 <県内初>

国の補助制度（補助割合：国 1/2、市 1/4、法人 1/4）を活用し、市内民間保育所等が新規採用した常勤保育士等（対象者：約 30 名）のための宿舍を借り上げる場合に、採用日から 5 年までの保育士を対象とし、月額 82,000 円を限度に、その費用の全部又は一部を補助します。

これにより、地方に住む保育人材や県内に住む地方出身者の市内保育所等への就職を促進します。

<必要予算額> 年間 **22,000** 千円（平成 28 年度は 14,700 千円）

（３）保育所見学バスツアーや保育士就職フェアの開催

市のホームページ、駅構内や車内のポスター広告を活用した積極的な PR 活動を行うほか、保育士資格を持つ方に対して、民間保育所等との合同就職フェア（10 月 2 日）、民間保育所等見学バスツアー（8 月 20 日～4 回）や就労や復職のためのセミナーを共催し、潜在保育士の掘り起しや新卒保育士の就労に繋がります。

<必要予算額>年間 **2,000** 千円

○認可外保育施設利用世帯・在宅子育て世帯への支援

認可保育所を希望しても入所できずに待機児童となり、第2子以降保育料無料化の対象外となる認可外保育施設等を利用している場合や保護者に代って親族等が在宅で子育てしている場合などにも一定額を補助又は給付するものです。

なお、本施策については、待機児童が解消するまでの緊急的な期間限定施策とします。

(1) 認可外施設等利用世帯への補助金

① 対象世帯

明石市に居住している第2子以降の児童が、保育料無料化の対象とならない認可外保育所や幼稚園（兵庫県などに所定の届出をしている施設に限る。）を月64時間以上利用している世帯（対象見込児童数：約300人）

福利厚生施設である事業所内保育所や院内保育所、一時預かりの専用施設などを利用している場合は対象となりません。

② 支援内容

通常保育時間に係る保育料を対象に月額2万円を上限に補助します。

入園料、延長保育料・預かり保育料、制服・体操服・帽子等の被服代、文房具代・教材費、園外保育に係る諸経費、PTA会費等は対象となりません。

③ 支給方法

平成28年9月から平成29年3月までの期間に係る補助金を平成29年4月に一括して支給します。

＜必要予算額＞ 年間 72,000 千円（平成28年度は 42,000 千円）

(2) 在宅子育て世帯への給付金 **＜関西初＞※年齢制限無しの在宅子育て世帯への支援**

① 対象世帯

明石市に居住している第2子以降の児童が認可保育所を希望しても入所できずに待機児童となっている場合で、就労中や病気などの保護者に代わって親族等が在宅で当該児童を保育していることを確認できる世帯（対象見込児童数：約100人）

祖父母などの親族だけでなくベビーシッターを雇用している場合も対象としますが、保護者が在宅で保育していると考えられる求職中や就労内定（修学、訓練学校含む。）の場合は対象外とします。

② 支援内容

月額1万円を給付します。

③ 支給方法

支給方法は、平成28年9月から平成29年3月までの期間に係る給付金を平成29年4月に一括して支給します。

＜必要予算額＞ 年間 12,000 千円（平成28年度は 7,000 千円）